

令和5年度第2回京都市障害者施策推進審議会（摘録）

1 日 時 令和5年12月6日（水）午後1時～午後3時

2 場 所 右京区役所5階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

赤穂美栄子委員、井川恵美子委員、上田克枝委員、大石裕一郎委員、岡千栄子委員、岡田多栄子委員、岡田まり委員（会長）、岡田幸美委員、岡山祐美委員、加藤太一委員、川田よしみ委員、小坂義夫委員、島寄明子委員、谷淵啓委員、塚崎直樹委員、時森康郎委員、寺嶋修一委員、中西昌哉委員、野村裕美委員、橋本英憲委員、長谷川唯委員、半田優委員、松田光博委員、南裕一郎委員

（24名、五十音順）

欠席者：岩井浩委員、岡田康平委員、酒伊良行委員、清水一史委員、高田敏司委員、田村和宏委員、中村眞理子委員、古川暁子委員、三木秀樹委員、森元峰子委員、山中泰紀委員

(2) 事務局

徳永博己保健福祉局障害保健福祉推進室長

須蒲浩二障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長

澤岡淳亮障害保健福祉推進室在宅福祉課長

北垣政治障害保健福祉推進室施設福祉課長

大塚眞理子地域リハビリテーション推進センター企画課長

奥井滋郎こころの健康増進センター次長

南部美紀子子ども若者はぐくみ局若者未来部子ども家庭支援課児童支援担当課長

坂本貴文教育委員会指導部総合育成支援課総合育成支援課長

4 議題

議題1 次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン案について

(1) 説明：資料1及び資料2に基づき、事務局・須蒲課長から説明

(2) 質疑

橋本委員

読書バリアフリー推進計画について、これまで策定されず、今回策定する理由は何か。

重点施策一覧にデジタル社会に適合した意思疎通支援とあるが、具体的にどのようなことをするのか。要約筆記をなくすようなことがあってはならない。

また、障害のある方の入居に協力する賃貸住宅家主登録制度とある。一般的

に民間の賃貸住宅のオーナーは、障害のある人に家を貸したがる。今後どのような取組をされるのか教えてほしい。

事務局・須蒲課長

令和元年度に読書バリアフリー法が施行され、読書バリアフリー推進計画の策定が努力義務とされた。他の自治体において徐々に計画の策定の動きが活発になってきており、京都府においても、障害者の施策に関する計画を策定するにあたり、読書バリアフリー計画も盛り込む動きがあることから、京都市としても、今回プランに盛り込むこととした。

意思疎通支援の取組については、音声読上ソフト等の情報機器のソフトウェアや周辺機器について、デジタル社会に適合した制度となるよう、複数回の助成やサブスクリプション方式へ対応した支給を行うこととしている。

事務局・澤岡課長

「24 地域での住まいの確保と住環境の整備」で記載の内容について、元々、高齢者向けにすこやか賃貸住宅という不動産会社等に事前に高齢者の方であっても断らないということ登録いただく取組があり、障害者においても制度を拡大し、障害であることを理由に断らないことを不動産会社等に事前に登録いただき、ホームページ等に掲載する取組を実施するものである。

事務局・徳永室長

技術革新により便利なデジタルの情報機器が登場してきている。しかし、それをもってすべて要約筆記の代わりになるとは考えていない。

岡田（多）委員

読書バリアフリー推進計画を策定いただき、ありがたい。

情報機器の貸出や支給について、デジタイズ機や再生機の貸出については、記載があるが、支給の記載がないがどうか。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関して、日常的な手紙等の読み書きに関する支援の充実が要望として多いので、プランの中にも記載をしてほしい。

もう1点は、児童に関して、インクルーシブな教育環境を整備していくとのことだが、障害のある子どもが地域の学校へ進学した際の学習保障について、視覚障害のある児童への具体的支援等の記載がないが、どのように考えているか。

事務局・須蒲課長

デイジー図書再生機に関しては、担当に確認をし、修正を検討する。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関しては、「8 行政情報における合理的配慮」に記載をしており、国においても様々な検討がされていると聞いており、それを踏まえ、本市においても適切に対応していきたいと考えている。

事務局・坂本課長

視覚障害のある児童への具体的な支援についてである。「71 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援」に記載のとおり、基本的には、生徒や保護者の願い・希望を最大限に尊重することを前提に就学をしていただく。就学した教育の場において、教育的ニーズに応じた対応を行うこととしている。

様々な障害や特性を持った子どもがおり、個別具体的な障害種別に関して記載をしていくと記載内容が膨大となるため、すべてを包含する形で記載をしている。ご理解いただきたい。

岡田（幸）委員

「8 行政情報における合理的配慮の推進」について、質問する。視覚障害のある方への情報保障については、点字や音声コード等、具体的に記載されているが、手話について記載がないのが気になる。聾者は、文字を見ればわかるということではない。聾者にとって日本語は、自分の第2言語ではない。日本語の読み書きが十分でない方もいる。そのような方でも情報を平等に受け取ることができるよう、手話による情報保障をプランに盛り込んでほしい。

事務局・須蒲課長

手話に関しては、別項目で記載をしているが、御指摘を踏まえ、記載方法について何ができるか検討したい。

島寄委員

インクルーシブ教育について、どのような意味で捉えているか教えてほしい。

子どもが減少する中で、特別支援学校は、増える傾向にあり、分ける方向に進んでいるように感じる。これは、共に学び、共に育つ環境とは逆行している。

別の委員からの指摘があったように地域の普通学校で障害のある子どもが入ってきた際にどの様な支援をしてもらえるのかといった言及が少ない。また、先ほど生徒と保護者の願いを最大限に聞いて就学先を決定すると言及があったが、所属する団体で相談活動を実施した際には、そうではない話をたく

さん耳にする。難しいことであることかもしれないが、重度の障害のある子どもは、普通学級では難しいと初めから決めつけず、どのようにしたら障害のある子どもでも共に学ぶことができるのかを京都市として模索してほしい。

事務局・坂本課長

作業部会でも、同様の御意見を頂戴していた。どうしても学校教育は、文部科学省の決めた制度の中ですすめていく必要がある。文部科学省は、通常学級、通常学級に通いながら通級指導教室、特別支援学級や特別支援学校のそれぞれの学びの場を設けつつ、子ども達の教育的ニーズに応じ、地域で学びたいという思いを尊重しつつ、最大限に力を伸ばせる教育を進めていくこととしている。国連の勧告があったが、現状、試行的な動きは出てきているものの、文部科学省は、従来の方針を変えていない。

京都市としては、国の制度に則り、義務教育を進めていく必要がある。インクルーシブ教育という理想を掲げているが、現制度の中で、出来ることを最大限行っていくというスタンスでプランにも文言を記載している。

先ほど委員御指摘の通り、支援学校の数は、京都市内でも増やしている。ただ、同時に通常学級にいながら通級指導教室を受けている子どもも増えている。特別支援学級の子ども数も特別支援学校に通う子ども数以上に増えている。インクルーシブ教育ということが保護者の間でも、広がる中で、地域の学校でというニーズは、増えてきている。京都市としてもニーズに応えるため、様々な工夫をしながら環境を整備しており、引き続きニーズに応えることができるよう、環境整備を進めていく。

島寄委員

現行制度の中でも京都市よりもインクルーシブ教育を進めている自治体があるということをご承知おきいただきたいと思う。

事務局・坂本課長

他の自治体での取り組み状況について、承知をしている。ただ、通常学級にいても勉強についていくことが出来ない場合もあり、個々の特性や発達状況に合わせて個別に教育をしたほうがその子の力を伸ばすことが出来ることもあると聞いている。すべてがそうではないかもしれないが、現行制度の中では限界もあり、個々の子どもによっても異なると思う。

小坂委員

特別支援学校を卒業した後に大学に進学したり、資格を取得したりし、普通の会社に就職した人もたくさんいる。

通常学級に進学しても、勉強についていくことが出来ず、教育を受ける機会を失うといった場合もあると思う。個々の特性や能力に合わせて教育を受けることが出来ることが重要である。

そのため、現在のプラン案に記載されている内容で特に問題ないと考える。

岡田会長

様々なご意見があるかと思うが、インクルーシブ教育についての理解がまだまだ共有されていないかと思う。

通常学級においてニーズに応じた教育が受けることが出来ないということは、今の教育制度の問題である。そのため、それがクリアできれば、同じ教室で、同じことをする必要はない。大切なのは、初めから分けないということである。基本は一緒だけど、それぞれの子どものニーズに応じた教育や支援が必要だということで、障害のある子どもとない子どもを分けられるかということ、そこは非常に難しいと思う。通常学級において、障害のない子どもでも、授業についていくことが出来ていない子どもはたくさんいる。だから障害のある子どもだけの問題ではなく、皆ニーズは違うのだから基本は一緒である。

障害のある子どものニーズを満たす教育が今、特別支援学校でしかできないということが問題であって、通常学級に行っている、必要に応じて一緒にいる時間もあれば、その方それぞれに応じて、別の教室で授業を受ける場合もあるでしょうし、要は、インクルーシブ教育が無理ではなく、文部科学省が定める枠組みの中であったとしても、できることは多分あると思う。できる限り、個別のニーズに合ったような教育をしていこうということ、どこでもやろうという心づもりが必要じゃないかと思う。

一番重要なのは、初めから無理と決めつけるのではなく、行きたい学校に行き、そこで何とかできるよう努力を皆ですることである。もちろん、学校の先生方もお忙しいのは十分承知している。私自身も教育者という立場であるため、教育現場がどんなに大変かも理解しているが、やはりまずは、学校の先生方にも障害に対する理解や障害のある子どもが自分の担当するクラスでどうしたらできるだろうかということを考えられるよう研修を受けたり、どうしたらよいか相談できる人を配置したりすることが必要だと思う。

現状の中では無理というのではなく、枠組みの中で、どの様に変えていけるかということはこの場で議論できればありがたいと思う。

島寄委員

インクルーシブ教育というのは、障害のある児童のためのものではない。勉強のできない子も足が悪い子もいる。そのような中で育っていくことが大切である。

岡委員

重度障害のある人への支援について、受け入れ促進自体は、良いことであるが、事業所としては、看護師の確保が難しい。また、障害福祉サービスを担う人材も不足している。もし人材がいるのであれば、グループホームもショートステイもどんどん増やし、何時間でも見てあげられるかもしれない。人材確保について、プランの中では、採用等の入口に関する記載がなく、採用された方の研修や長く働き続ける環境の整備について記載がある。事業所としては、人材の確保が難しい状況であることからそれに対する補助金等の考えをもっていないのか。

事務局・須蒲課長

人材確保については、京都市のみならず、全国的な課題となっている。少子高齢化が進み、担い手が減ってきている中、国は、賃上げをしようとしているもののあまり効果的でない。おそらく構造的なことも含めてかなり難しい問題であると考えており、また、市独自の補助金等も難しいのが現状である。課題としては認識しており、出来ることがあれば取り組んでいきたいと考える。

事務局・北垣課長

看護師の確保については、短時間でしか勤務ができない等の勤務形態の問題等があり、事業所において確保に苦労されていることは様々な場面で伺っているところである。今、何かそれに対しての有効な対策をお伝えすることは難しい状況であるが、御指摘を踏まえ、取り組んでまいりたい。

塚崎委員

精神科救急情報センターの相談員も担い手が不足している。一番の問題点は、予算がきちんとつかないことである。様々な制度を作るのはいいが、しっかりと存続できるような手当をきめ細かく対応してほしいと思う。

事務局・北垣課長

救急情報センターは、京都市の方から団体へ委託をしているが、人件費等が上がっていないということを団体から御指摘いただいているところである。財政的な問題もあるが、緊急情報センターとしての機能を確保することが大前提であるため、団体とも対話をしながら京都市として何ができるかを検討したい。

岡山委員

地域移行について、国指針通り設定いただき、かなり頑張っていたと思います。地域移行を希望されている方が多くいるので、引き続き、取り組みを進めていっていただきたい。

また、12年ぶりに施設入所者数の削減目標を設定したことも評価する。しかし、施設入所者を完全に0にするためには、60年以上かかる目標設定となっているため、その点認識してほしい。

入所施設・長期療養入院のコロナ以降の面会・外出制限が続いている。このような厳しい行動制限による人権侵害の解消と地域移行の障壁の解消のために、有効な施策を立ててほしい。

精神科病棟や筋ジス病棟では重度訪問介護や移動支援での外出が認められるようになったが、施設入所者にはまだ認められていない。コロナ禍の継続で、いまだほとんど外出できていない人も多数おられ、外出できないことは人権問題である。また、地域移行実現のためには移動支援で地域生活を思い出し、経験することがなにより不可欠である。是非、施設入所者が移動支援を利用できるよう、計画に位置付けてほしい。

国連で勧告された、全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること及び通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定することについて、実現できるよう取り組んでほしい。

グループホームの建設や支援内容にある程度の基準や規制を設けるべきではなか。例えば、規則が多く自由に外出できないようになってしまっていないか。介助が手薄で待ち時間が長く、結局施設のような生活になっていないか。日中の生活介護を実施しているグループホームでは、その中で日々の生活が完結していないか。現在の京都市のグループホームのリストでは、定員10～20人も散見される。この様な大人数では、施設と同じような集団処遇になっていないか。この様な状況について把握するため、有識者を入れての実態調査がまずは必要ではないか。そして、そのようなグループホームに移行して「地域生活」と言うことがないようにしてほしい。

資料2の障害のある人自身による主体的な社会活動の支援に関する記載について、推進する障害者の自主的な活動が、ピアサポート活動そのものを指しているのならば、このように計画で強調される必要はないと思う。ピアサポート活動は、良い社会参加の仕方の1つではあるが、障害者の社会参加の場だから重視されているのではない。ピアサポートが重視されるべきは、社会のあらゆる面において、障害当事者の立場に立った権利擁護の視点を入れ、エンパワーメントを行うという目的のためである。そのため、この項目でピアサポートについて書くならば例えば、「障害のある人自身が社会の中で主体となって活動

しやすくするために、社会のあらゆる面において、障害当事者の立場からの権利擁護とエンパワーメントを行うピアサポートを推進する。」というふうに記述してはどうか。また、他の項目においても、相談や各種サポートのなかで権利擁護をしっかりと実施していくことを明記した上で、ピアサポートの導入も併記していただきたい。

事務局・北垣課長

すべての入所施設における外出や面会の制限について把握していないが、入所施設に入所されている方の中には、新型コロナウイルス感染症に関するリスクの高い方も多くおられることから外出や面会をコロナ禍前よりも控え目にしていると聞いている。事業所の指導を行う部署とも連携しながら状況の把握に努めてまいりたい。

事務局・澤岡課長

いわゆる入所施設の移動支援について、現行制度では、二重給付の問題があり、施設に入所されている場合は、移動支援を使えないことになっている。

今後、地域移行・継続のコーディネーター制度等と合わせて、報酬が出るような形でできる方法を検討してまいりたい。

長谷川委員

権利擁護で記載している成年後見制度について、作業検討部会でも部会委員から成年後見制度の不適切な運用実態について指摘があった。不適切な事例が数多く散見される中で、単に促進するとなるとおかしなことになる。中核機関として、京都市成年後見支援センターが設置されているとは思いますが、利用促進計画の策定等の事務の適正化を講じていることを確認しなければならないと考える。障害者権利条約、これからの代理による意思決定を認める成年後見制度全般を求める勧告というのは、国も無視できないというのは事実である。プランの書きぶりについては、権利条約の12条や国連勧告を踏まえたものに修正してほしい。権利擁護は成年後見制度ではなく、ピアサポートをはじめとして、当事者の立場に立った別の方法で行われるべきだというふうに思っている。

事務局・須蒲課長

委員御指摘のとおり、色々この制度に関する課題があるというのは認識している。ただ一方で、この様な状況下でも、その制度が必要という方もいらっしゃるということが実際のところかと思う。協議会の方でも様々な議論を進める中で現在の市の方針としては、制度の周知・促進というところの方向性

を見ているという状況である。今後の国の動き等も注視しながら適切に対応して参りたいと考える。

小坂委員

地域移行を進めていくにあたっては、地域住民の障害に対する理解の促進が重要である。また、地域移行をする障害のある人も地域のローカルルールを理解する必要がある。

また、福祉人材についてであるが、地域移行にあたって、重度訪問介護を利用すれば、理論的には、地域で暮らすことが出来るかもしれないが、実際は、人材不足である。そのため、貴重な人的な資源をいかに有効に活用していくかが重要である。ヘルパーが足りないのであれば、それを補助する制度を作る等が必要である。この様な視点も持っておいていただきたい。

事務局・須蒲課長

御指摘のとおり、地域移行を進めていくにあたっては、地域住民の理解が大切である。これまでも機会を捉えて周知啓発しているが、引き続き、様々な機会を捉え、障害者理解促進に向け取組を進めてまいりたい。

事務局・徳永室長

ヘルパーや障害福祉の職員は、貴重な資源であると理解している。人材不足については、人口減少をする中、全産業が抱える問題である。加えて、働き方改革ということもあり、非常に人材の確保が難しいのが現状である。我々としても、人材の確保について、何か妙案を持っているわけではないが、大きな課題と認識しており、今後もどのようなことができるのか検討したいと思っている。

議題2 障害者差別解消法の改正に伴う京都市対応要領の見直しについて

(1)説明：資料3、4に基づき、事務局・須蒲課長から説明

(2)質疑

なし。

(以上)